

株式会社ジェイウインド「新苫前ウィンビラ発電所（仮称）環境影響評価書」に係る確定通知について

令和2年6月17日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

当省は、株式会社ジェイウインド「新苫前ウィンビラ発電所（仮称）環境影響評価書」（以下「評価書」という。）について審査した結果、電気事業法第46条の17第2項の規定に基づき、本日、同社に対し、評価書の変更を要しない旨の通知（確定通知）を行った。また、当省は電気事業法第46条の18第1項の規定に基づき、確定した評価書の写しを環境大臣宛てに送付する。

なお、確定通知を受けた同社は、同条第2項の規定に基づき、北海道知事に対し評価書を送付するとともに、環境影響評価法第27条の規定に基づき公告及び縦覧（1か月間）し、住民へ周知することとなる。

（これまでの環境影響評価に係る手続き）

＜環境影響評価方法書＞

経済産業大臣勧告発出	平成24年11月30日
------------	-------------

＜環境影響評価準備書＞

環境影響評価準備書受理	平成30年 6月12日
意見の概要等受理	平成30年 8月30日
北海道知事意見受理	平成30年12月 4日
環境大臣意見受理	平成30年12月21日
経済産業大臣勧告発出	平成31年 3月 8日

＜環境影響評価書＞

環境影響評価書受理	令和2年 5月22日
環境影響評価書確定通知	令和2年 6月17日

問い合わせ先：電力安全課 沼田、須之内、松崎
電話03-3501-1742（直通）